

在留資格の変更又は在留期間の更新の許可に係る手数料の減額対象者のガイドライン（案）

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 67 条第 3 項において規定されている「経済的困難その他特別の理由により手数料を減額し、又は免除することが相当である者として政令で定める者」は、出入国管理及び難民認定法施行令（平成 10 年政令第 178 号。以下「入管法施行令」という。）第 25 条第 2 項に掲げられています。

本ガイドラインは、入管法施行令第 25 条第 2 項第 1 号に掲げられている「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者で、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けている者その他の人道上の配慮をする必要があるもの」に該当し得る者を下記のとおり示すものであり、同号に該当して在留資格の変更又は在留期間の更新の許可に係る手数料が減額されることとなる者は、下記 1 の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であって、下記 2 の(1)から(10)までのいずれかに該当する者を想定しています。

記

- 1 「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者」は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者とする。
 - (1) 生活保護法の取扱いに準じた保護を受けている外国人
 - (2) 難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請又はこれらの審査請求中の外国人（以下「難民認定申請者等」という。）に対する保護措置を受けている外国人（保護費の支給を受けている者に限る。）
 - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項の支援給付を受けている外国人
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、これらと同程度に困窮していると認められる外国人（2(7)から(10)までのいずれかに該当する者に限る。）（注）

(注) 在留資格の変更又は在留期間の更新の許可に係る審査において、資産状況、稼働状況等を踏まえ、個別に判断します。

- 2 「難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けている者その他の人道上の配慮をする必要があるもの」は、次の(1)から(10)までのいずれかに該当する者とする。
- (1) 「定住者」の在留資格で在留する外国人のうち、次のアからエまでのいずれかに該当する者であって、在留期間の更新を受けるもの
- ア 難民又は補完的保護対象者の認定を受けた者
 - イ 第三国定住難民
 - ウ インドシナ難民
 - エ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等及びその親族（親族は、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件」第8号に該当する者に限る。）
- ※ 該当することが想定される前記1の類型：(1)、(3)
- (2) 入管法別表第2の上欄の在留資格（「永住者」の在留資格を除く。「定住者」の在留資格にあつては、前記(1)のアからエまでのいずれにも該当しない外国人に限る。）をもって在留する外国人であつて、引き続き我が国に在留することが相当であると判断されるものとして在留期間の更新を受けるもの
- ※ 該当することが想定される前記1の類型：(1)、(3)
- (3) 「特定活動」の在留資格をもって在留し、難民認定申請者等としての活動を指定されている外国人であつて、難民又は補完的保護対象者の認定を受けて「定住者」の在留資格への変更を受けるもの
- ※ 該当することが想定される前記1の類型：(1)、(2)
- (4) 難民又は補完的保護対象者のいずれにも認定されなかったものの、本国の情勢を踏まえ、人道的な配慮を理由に在留を認めることとされた外国人であつて、「定住者」の在留資格への変更を受けるもの、本国において生じた特別の事情により当分の間本邦に在留する者としての活動を指定され、「特定活動」の在留資格への変更を受けるもの、又は当該変更を受けた外国人であつて、その後、指定されている活動の変更（就労の可否に係る変更に限る。）に係る在留資格への変更若しくは在留期間の更新を受けるもの

※ 該当することが想定される前記1の類型：(1)、(2)

- (5) 本国における情勢不安を踏まえ、当分の間本邦に在留する者としての活動を指定され、「特定活動」の在留資格への変更を受けるもの、又は当該変更を受けた外国人であって、その後、指定されている活動の変更（就労の可否に係る変更に限る。）に係る在留資格への変更若しくは在留期間の更新を受けるもの

※ 該当することが想定される前記1の類型：(1)、(2)

- (6) 難民認定申請者等であって、難民認定申請者等としての活動を指定され、「特定活動」の在留資格への変更を受けるもの、又は当該変更を受けた外国人であって、その後、指定されている活動の変更（就労の可否に係る変更に限る。）に係る在留資格への変更若しくは在留期間の更新を受けるもの（難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件に振り分けられた者、再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件に振り分けられた者等を除く。）

※ 該当することが想定される前記1の類型：(1)、(2)

- (7) 入管法第2条第7号に規定する人身取引等の被害者である外国人であって、被害の回復をするための活動を指定され、「特定活動」の在留資格への変更を受けるもの、又は当該変更を受けた外国人であって、その後、在留期間の更新を受けるもの

※ 該当することが想定される前記1の類型：(1)、(4)

- (8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号又は第2項に規定する措置が行われている外国人であって、当該措置が行われている児童養護施設等に入所したものが行う日常的な活動を指定され、「特定活動」の在留資格の変更を受けるもの、又は当該変更を受けた外国人であって、その後、在留期間の更新を受けるもの

※ 該当することが想定される前記1の類型：(4)

- (9) 指定難病の患者又は特別障害者等のうち、以下のいずれかに該当するもの

ア 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）

第5条第1項に規定する特定医療費の支給を受けている外国人又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の2に規定する特別障害者手当の支給を受けている外国人のうち、治療等のため「特定活動」の在留資格への変更を受ける者、又は当該変更を受けた者であって、その後、在留期間の更新を受けるもの

イ 上記アの外国人の監護及び養育を行う外国人であって、上記アの外国人の監護及び養育を行う者としての活動を指定され、「特定活動」の

在留資格の変更を受けるもの、又は当該変更を受けた外国人であつて、その後、在留期間の更新を受けるもの

ウ 上記イの外国人の監護及び養育を受ける外国人（上記アの外国人を除く。）であつて、上記イの外国人の監護及び養育を受ける者としての活動を指定され、「特定活動」の在留資格の変更を受けるもの、又は当該変更を受けた外国人であつて、その後、在留期間の更新を受けるもの

エ 上記アの外国人の監護及び養育を受ける外国人であつて、上記アの外国人の監護及び養育を受ける者としての活動を指定され、「特定活動」の在留資格の変更を受けるもの、又は当該変更を受けた外国人であつて、その後、在留期間の更新を受けるもの

※ 該当することが想定される前記1の類型：(1)、(4)

(10) 障害児又は重度障害児等のうち、以下のいずれかに該当するもの

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条に規定する特別児童扶養手当の対象となる外国人が、同法第2条第1項に規定する障害児の監護及び養育を行う者としての活動を指定され、「特定活動」の在留資格への変更を受けるもの、又は当該変更を受けた外国人が、その後、在留期間の更新を受けるもの

イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条に規定する障害児福祉手当の支給を受けている外国人の監護及び養育を行う者としての活動を指定され、「特定活動」の在留資格への変更を受けるもの、又は当該変更を受けた外国人が、その後、在留期間の更新を受けるもの

ウ 上記ア又はイの外国人の監護及び養育を受ける外国人が、上記ア又はイの外国人の監護及び養育を受ける者としての活動を指定され、「特定活動」の在留資格への変更を受けるもの、又は当該変更を受けた外国人が、その後、在留期間の更新を受けるもの

※ 該当することが想定される上記1の類型：(1)、(4)